

国立大学法人奈良教育大学年俸制教員給与規則

平成29年3月24日
制 定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第27条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）に勤務する年俸制の適用を受ける教員（以下「年俸制教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則において年俸制教員とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この規則の適用を前提として行われた教員選考の結果、本学に採用された大学教員
- 二 就業規則の適用を受け在職している教員（現に国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年規則第48号。以下「教職員給与規則」という。）の適用を受ける者に限る。）のうち、年俸制教員となることを希望し、学長が年俸制への切替を認めた者

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第3条 年俸制教員の給与の区分、種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該給与の計算期間の途中で新たに年俸制教員となった者の給与支給日は、次の表に掲げる給与支給日の翌月とする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本年俸 基本年俸	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）、その日が休日かつ月曜日に当たるときは18日
(2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 学長補佐手当 安全衛生管理手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）、その日が休日かつ月曜日に当たるときは18日

管理職員特別勤務手当 入学試験業務手当 教員免許状更新講習業務手当 超過勤務手当 休日給		翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）、その日が休日かつ月曜日に当たるとき 18日
(3) 業績年俸 業績年俸		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

- 2 基本年俸は、前項の表に定める給与支給日に、その12分の1の額を基本年俸月額として支給する。
- 3 業績年俸は、前項の表に定める給与支給日に、その2分の1の額を支給する。

（給与の支払、即時払および非常時払）

第4条 年俸制教員の給与は、教職員給与規則第3条、第5条および第6条の規定に準じて支払うものとする。

（日割計算等）

第5条 新たに年俸制教員となった者には、その日から基本年俸月額を支給する。基本年俸月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本年俸月額を支給する。

- 2 年俸制教員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本年俸月額を支給する。
- 3 年俸制教員が死亡により退職した場合には、その月までの基本年俸月額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本年俸月額を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本年俸月額の額は、その月の現日数から国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第49号。以下「労働時間等規則」という。）第11条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、学長補佐手当、初任給調整手当及び地域手当の支給について準用する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第6条 第10条で準用する教職員給与規則の規定のうち、第32条から第33条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本年俸月額、俸給の調整額、これらに対する地域手当の月額、管理職手当、学長補佐手当及び初任給調整手当の月額の合計額を年間所定労働時間数の12分の1で除して得た額とする。

(端数計算および端数の処理)

第7条 年俸制教員の給与は、教職員給与規則第8条および第9条の規程に準じて端数計算等を行なうものとする。

(基本年俸)

第8条 基本年俸の計算期間は一事業年度を単位とする。

2 基本年俸は、別表第1に定めるとおりとする。

3 年俸制教員の基本年俸は、その者の職務内容、学歴、免許・資格、職務経験及び他の教職員との均衡を考慮して学長が決定する。

4 学長が特に必要であると認める場合には、前2項の規定にかかわらず基本年俸を決定することができるものとする。

5 前3項の規定により決定した年俸制教員の基本年俸は、その者の業績評価に基づき改定することがある。

(業績年俸)

第9条 年俸制教員の業績年俸は、業績年俸算定基礎額に、前年度の業績評価により決定した別表第2に定める成績区分に応じた成績率を乗じて得た額とする。なお、業績年俸算定基礎額および業績評価に関する事項は別に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の在職期間が1年に満たない者の業績年俸については、その者の職務内容、学歴、免許・資格、職務経験及び他の教職員との均衡を考慮して学長が決定するものとする。

(諸手当)

第10条 年俸制教員の手当は、教職員給与規則第21条から第28条、第29条の2、第29条の3、第32条および第33条の規定を準用して支給する。

(休職者の給与)

第11条 年俸制教員が業務上若しくは通勤途上において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、教職員就業規則第16条第1項第一号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 年俸制教員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本年俸月額、俸給の調整額、扶養手当、地域手当及び住居手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 年俸制教員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。
- 4 年俸制教員が刑事事件に関し起訴され、教職員就業規則第16条第1項第二号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 5 年俸制教員が教職員就業規則第16条第1項第三号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 年俸制教員が教職員就業規則第16条第1項第四号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 7 年俸制教員が教職員就業規則第16条第1項第六号の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則（平成16年奈良教育大学規則第55号。以下「休職規則」という。）第9条第1項第一号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の減額）

- 第12条 年俸制教員が勤務しないときは、教職員就業規則第29条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合又は労働時間等規則第18条に規定する休暇を除き、第6条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、年俸制教員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本年俸月額及び俸給の調整額の半額を減ずる。

（雑則）

- 第13条 この規則に定めるもののほか、年俸制教員の給与に関し必要な事項は、教職員給与規則の適用を受ける教職員の例に準じる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

基本年俸表

号俸	基本年俸	基本年俸月額
	円	円
1	3,120,000	260,000
2	3,240,000	270,000
3	3,360,000	280,000
4	3,480,000	290,000
5	3,600,000	300,000
6	3,720,000	310,000
7	3,840,000	320,000
8	3,960,000	330,000
9	4,080,000	340,000
10	4,200,000	350,000
11	4,320,000	360,000
12	4,440,000	370,000
13	4,560,000	380,000
14	4,680,000	390,000
15	4,800,000	400,000
16	4,920,000	410,000
17	5,040,000	420,000
18	5,160,000	430,000
19	5,280,000	440,000
20	5,400,000	450,000
21	5,520,000	460,000
22	5,640,000	470,000
23	5,760,000	480,000
24	5,880,000	490,000
25	6,000,000	500,000
26	6,120,000	510,000
27	6,240,000	520,000

28	6,360,000	530,000
29	6,480,000	540,000
30	6,600,000	550,000
31	6,720,000	560,000
32	6,840,000	570,000
33	6,960,000	580,000
34	7,080,000	590,000
35	7,200,000	600,000
36	7,320,000	610,000
37	7,440,000	620,000
38	7,560,000	630,000
39	7,680,000	640,000
40	7,800,000	650,000
41	7,920,000	660,000
42	8,040,000	670,000
43	8,160,000	680,000
44	8,280,000	690,000
45	8,400,000	700,000

別表第2（第9条関係）

成績区分	成績率
S：極めて顕著な業績である	100分の135以上
A：特に顕著な業績である	100分の120以上100分の135未満
B：顕著な業績である	100分の105以上100分の120未満
C：良好な業績である	100分の100
D：不十分な業績である	100分の95以下